

3 施 施 企 第 4 号
令和3年5月25日

附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人学校安全主管課長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課長

磯 山 武 司

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長

石 塚 哲 朗

スポーツ庁政策課長

今 泉 柔 剛

学校環境における工作物及び機器等の安全点検について（依頼）

学校における事故防止については、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）や「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂2版）等において、事故防止に必要な事項の周知及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしております。

去る4月27日に宮城県白石市で防球ネット支柱倒壊により児童が死傷した事故を受け、各学校設置者に対し防球ネットの緊急点検を要請したところですが、同月には福岡県北九州市の中学校で体育館内のバスケットゴールが落下し生徒が負傷するなど、校舎等内外で事故が発生しています。

同様の事故の再発防止と学校環境の安全確保に万全を期すためには、倒壊や落下等により重大な事故につながる恐れのある工作物及び機器等について、点検すべき対象を今一度把握し、通常の使い方に加え児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮して安全点検を行うことが重要です。

については、下記を踏まえ、学校環境における工作物及び機器等について点検すべき対象を把握の上、安全点検を実施していただくとともに、学校の安全確保に万全を期していただくようお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

記

- 1 各学校で作成している安全点検表において、設置経緯が不明等の理由により点検の対象外となっているものがないか確認し、不足している項目を点検表に追加するとともに、項目に応じて点検の分担（学校、学校設置者、専門家等）を明確にすること。
- 2 今回の安全点検は、1で整理した安全点検表を踏まえ、別添のとおり実施すること。また、点検において、目視等による点検では安全性の判断が困難な場合、または設置場所や構造上の複雑さ、表面の塗装等により金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない場合は、専門的な点検を行い安全性を確認すること。
なお、今後の定期的な安全点検においては、今回見直した安全点検表を基に、継続的かつ計画的に安全性の確認を行うこと。
- 3 学校の安全確保について、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年 3 月改訂 2 版）、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）を参考にしながら、各学校で策定・作成した「学校安全計画」及び「危機管理マニュアル」を基に、事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行うこと。

【本件照会先】

（学校施設の事故防止について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第一係

電話：03-5253-4111（内線 2291） E-mail：shisetulead-1@mext.go.jp

（学校施設の維持管理について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111（内線 2292） E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（学校の安全教育及び安全管理について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線 2966） E-mail：anzen@mext.go.jp

（学校体育における安全について）

スポーツ庁政策課学校体育室指導係

電話：03-5253-4111（内線 2674） E-mail：staiiku@mext.go.jp

学校環境における工作物及び機器等の安全点検について

（今回の安全点検の趣旨）

宮城県白石市の小学校で発生した防球ネット支柱倒壊による児童死傷事故、福岡県北九州市の中学校で発生したバスケットゴール落下による生徒負傷事故等を受け、倒壊や落下等により重大な事故につながる恐れのある工作物及び機器等について、児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮した点検を行い、同様の事故再発防止と学校環境の安全性が確保されることを目的に実施するもの。

1. 今回の点検対象

倒壊や落下等により重大な事故につながる恐れのある工作物及び機器等（下表参照）のうち、次に該当するものについて安全点検を行う。なお、既に緊急点検等により点検を行い安全対策を講じているものを除く。

- （１）各学校で作成している安全点検表において、設置経緯が不明等の理由により点検の対象外となっているもの。
- （２）各学校における安全点検表の対象項目となっているが、下記「2. 点検方法」に示す点検が十分に行われていないことなどにより、安全性の確認が行われていないもの。

（点検項目の例・点検の視点）

点検項目の例		点検の視点
（分類）	（項目）	
校舎等外	・門扉、塀 ・バックネット、防球ネット、フェンス（支柱を含む） ・ポール（国旗掲揚塔など）、外灯 ・体育器具・遊具等（サッカー、バスケットボールなどのゴールポスト、鉄棒、ブランコ、ジャングルジムなど） ・倉庫、飼育場（出入口の扉を含む） ・高所に設置された放送機器、防犯機器 ・空調室外機 ・銅像、記念碑、パーゴラ（藤棚等）、東屋 ・その他これらに類するもの	○ 劣化・損傷の状況 ○ 地面や建物等への固定の状態（本体・接合部の腐食・破損等を含む） ○ 必要に応じて、児童生徒等の目線や多様な行動を踏まえた倒壊、落下等の事故防止対策
校舎等内	・高所に設置された体育器具（バスケットゴールなど）、放送機器 ・教室の上下可動式黒板、天吊りテレビ ・その他これらに類するもの	

【留意点】

- ・点検対象については、上記項目例に限定することなく、学校種の違い、学校環境や地域の実情を考慮し、学校ごとに追加・変更等があることに留意する。
- ・安全点検や事故防止対策は、本体や接合部だけでなく、児童生徒等の目線や多様な行動も考慮して行う。

2. 点検方法

学校とその設置者が協力して次の方法により安全点検を実施する。

- (1) 「目視」「触診」「打音」「振動」「負荷」「作動」など複数の方法を組み合わせて点検し安全性を確認する。
- (2) (1)による判断が困難な場合、または、設置場所や構造上の複雑さ、表面の塗装等により金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握できない場合は、積極的に専門的な点検を行い安全性を確認する。

3. 安全対策

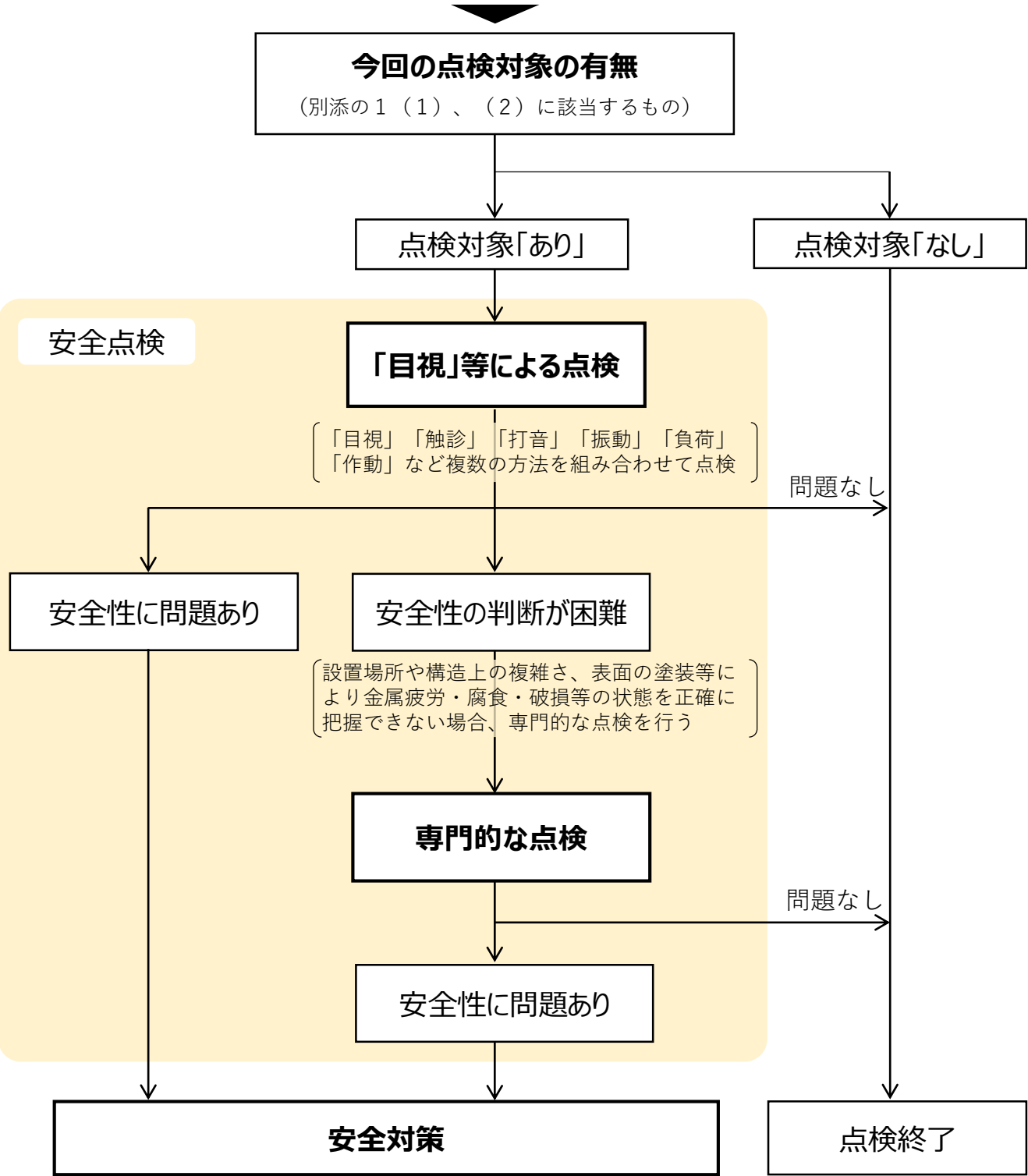
安全点検の結果、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講ずる。

(安全点検の参考資料)

- 「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm
 - ・別表「安全管理の対象、項目等」
 - ・付録「学校点検表の一例」
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm
 - ・2章 事前の危機管理 2-2 点検
- 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」(平成27年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm
 - ・4章 点検チェックリスト及び解説－学校編－
- 「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月 文部科学省)
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/daijinkanbou/jikoboushihoukoku-zentai.pdf>
 - ・第3章 事故防止の留意点

学校環境における工作物及び機器等の安全点検（フロー図）

各学校で作成している安全点検表において、設置経緯が不明等の理由により点検の対象外となっているものがないか確認し、把握漏れのない安全点検表とし、点検項目ごとに分担（学校、学校設置者、専門家等）を明らかにすること



児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなど適切な措置を講ずる